

長久手市資源回収推進に関する奨励金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市資源回収推進に関する奨励金は、ごみの減量及び資源の有効利用を推進するとともに、市民の資源有効利用に対する認識を深めるため、市民で組織する団体で、資源回収事業を行うものに、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 別表左表欄に掲げる一般廃棄物
- (2) 各種団体 小中学校のPTA、保育園・幼稚園母の会、各地区の子ども会、婦人会等営利を目的としない市民で組織する団体（以下「団体」という。）

(交付対象)

第3条 奨励金を交付する対象は、団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる区分による額とする。ただし、100キログラム未満の端数は、切り上げるものとする。

(団体の登録申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年度事業実施前に団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約等の写し又は団体の目的を示した書類
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 資源回収予定表

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、事業実施後に奨励金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ない。

(1) 取引業者（資源回収を業とする者をいう。）が発行する仕切伝票

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、原則として10月及び1月の年2回とし、最終日は当該年度の1月31日とする。ただし、市役所が閉庁の場合は、その前の直近の開庁日とする。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により提出された奨励金交付申請書を審査し、内容が適当であると認めるときは、申請者に奨励金を交付する。

2 奨励金の交付を受けた者は、団体を構成する者に金額及び資源回収により受けた奨励金である旨を報告することとする。

（団体登録取消し並びに奨励金交付の取消し及び返還）

第8条 市長は、次の事項に該当する場合は、団体登録を取り消すとともに、奨励金の交付の全部若しくは一部の取消し又はすでに交付した奨励金の返還の請求ができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 奨励金交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為があったとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定る。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行後に、旧要綱により申請された奨励金の額については、申請者の選択により交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係、第4条関係）

資源の種類	奨励金の額
新聞紙	100kg 当たり 400円
古布	
古雑誌	
段ボール	
アルミ缶	
牛乳パック	100kg 当たり 800円